組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成三十年八月三日であり、組織変更後の商号は株式会社ＮＨＴＵとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年七月二日

栃木県宇都宮市豊郷台二丁目一四番地一

ＮＨ　ＴＥＣＨ宇都宮合同会社

代表社員　堀田　典義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成三十年八月八日であり、組織変更後の商号はヨシトレーディングス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年七月二日

東京都足立区西新井五丁目一三番一六号

ヨシトレイデング合資会社

代表社員　吉川　国男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年七月二日

神奈川県座間市さがみ野一丁目一二番一二号

合同会社ウェル

代表社員　中村　美穂

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、保険契約者の保護に資するべく支払余力を引き上げつつ、機動的な配当政策を実現することを目的として、資本金の額を二二五、七八六、九七三、七〇二円、資本準備金の額を二二四、七八六、九七三、七〇一円減少し、その他資本剰余金に振り替えることにより、資本金の額と資本準備金の額をそれぞれ三〇〇億円とすることにいたしましたので、保険業法第十七条第二項に従い公告します。

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定の振替処理であり、当社の純資産額、財務の健全性及び業績に与える影響はありません。

株主総会の決議は、平成三十年七月二十五日を予定しています。ただし、資本金の額の減少については保険業法第十七条の二第三項の規定に従い内閣総理大臣の認可を受けることが効力発生の条件となります。

当社が行う資本金及び資本準備金の額の減少に対し異議のある債権者及び保険契約者は、書面に以下の必要記載事項を明記の上、本公告掲載の翌日から一箇月以内に以下の送付先に到達する郵便でお申し出ください。

【債権者の場合】

(一)　債権者の氏名（自署、フリガナ）（法人の場合は会社名等とそのフリガナ）

(二)　債権者の住所及び電話番号

(三)　債権の内容（当社担当部署がある場合は担当部署を含みます）

(四)　資本金及び資本準備金の額の減少に異議を述べる旨及びその理由

【保険契約者の場合】

(一)　保険契約の証券番号（複数のご契約にご加入の方はいずれか一つで可）

(二)　保険契約者の氏名（自署、フリガナ）及び生年月日（法人の場合は会社名等とそのフリガナ）

(三)　保険契約者の住所及び電話番号

(四)　資本金及び資本準備金の額の減少に異議を述べる旨及びその理由

【送付先】

〒一六三―〇四五六　東京都新宿区西新宿二丁目一番一号新宿三井ビル　アフラック生命保険株式会社　債権者異議手続担当

なお、最終貸借対照表等の開示状況は次のとおりです。

http://www.aflac.co.jp/corp/aflac/electronic_publicnotice/

平成三十年七月二日

東京都新宿区西新宿二丁目一番一号新宿三井ビル　アフラック生命保険株式会社

代表取締役社長　古出　眞敏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年五月七日

掲載頁　八十九頁（号外第九十七号）

平成三十年七月二日

東京都杉並区下高井戸一丁目一八番一九号

株式会社景都銀輪

代表取締役　早瀬　孝志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年七月二日

長野県木曽郡大桑村大字野尻一六一番地三

有限会社野高モータース

代表取締役　野高　孝雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年七月二日

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田七三四番地の一〇

有限会社小俗運送

代表取締役　小俗　淳司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億四千六十五万円減少し八千六百三十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年八月三日であり、株主総会の決議は、平成三十年六月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.omura-oa.com

平成三十年七月二日

長崎県大村市雄ケ原町一二九八番地二九

株式会社アルカディア大村

代表執行役　溝田　逸男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成三十年七月二日

熊本県玉名郡和水町西吉地二二二六番地の二

花の香酒造株式会社

代表取締役　西川　尚希

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年七月二日

沖縄県糸満市字照屋七七六番地一

有限会社丸正開発

代表取締役　大城　正樹

準備金の額の減少公告

当社は、今後の資本政策上の柔軟性、機動性を確保することを目的として、資本準備金の額二百八十七億九千七百八十万九百一円全額および利益準備金の額七十五億八千百六万五千四百九円全額を減少し、その全額をその他資本剰余金およびその他利益剰余金に振り替えることにいたしました。

効力発生日は平成三十年八月三日であり、株主総会の決議は、平成三十年六月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しております。

平成三十年七月二日

東京都港区白金一丁目一七番三号

アクサ生命保険株式会社

代表執行役社長兼ＣＥＯ　ニック・レーン